コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの充実・強化は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの期待に応えるために必要不可欠なものと考えています。さらに信頼される会社となるために、企業倫理の浸透と経営の健全性確保に努めています。

太平洋セメントグループの経営体制

経営機構は、法令で規定されている株式会社の機関である取締役会と監査役会を基本としています。法令および定款に基づく事項や経営の意思決定事項は取締役会で決議します。その他の重要事項は経営会議において決定しています。

また、執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定および監督機能と業務執行の分離・区分に努めています。

取締役は代表取締役２名を含めて８名、執行役員は取締役兼務者６名を含めて 16 名です。社外取締役は選任していません。取締役候補は、当社グループの経営理念を実現し、社会的責任を果たすためにふさわしい資質・能力をもった人材を、取締役会で決議の上、株主総会に上程し、その議決をもって選任されています。監査役は５名で、そのうち社外監査役を３名選任しています。また、監査役室を設置し、監査役の業務を全般的に補助しています。

なお、証券取引所が定める上場に関する規程が改定され、一般株主の利益保護を目的として独立役員制度が導入されたことにより、2010 年３月に社外監査役の中から独立役員１名を選任しました。

選任にあたっては、証券取引所が定めるガイドライン等により、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として最適と判断し選任しています。

そのほかに CSR 経営委員会を設置し、事業活動のあり方を CSR の観点から見直し、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しています。

役員の報酬については、業績連動型報酬制度を導入しており、2010 年度の取締役の年間報酬総額は 346 百万円（対象：14 名）でした。監査役の年間報酬総額は 82 百万円（対象：７名）でした。

■コーポレート・ガバナンス体制図

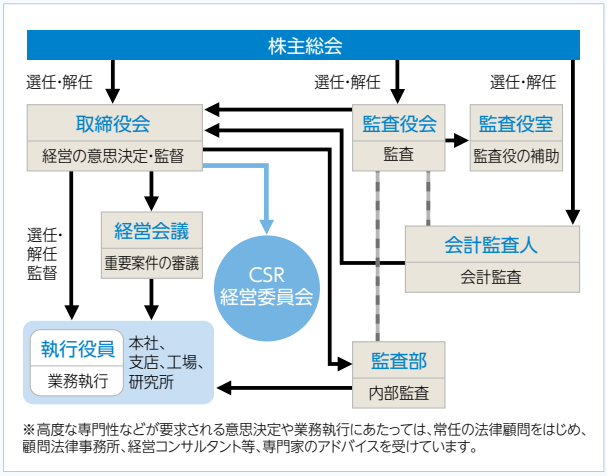

※高度な専門性などが要求される意思決定や業務執行にあたっては、常任の法律顧問をはじめ、顧問法律事務所、経営コンサルタント等、専門家のアドバイスを受けています。

内部統制システム

2006 年５月 16 日に取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」（2010 年９月 21 日取締役会決議にて一部改訂）に基づき、①コーポレート・ガバナンス、②リスク・コンプライアンス、③財務報告の観点から内部統制システムを構築し、諸活動の充実に取り組んでいます。

2010 年度は、各事業所が主体的にリスク管理・コンプライアンス研修を実施できるよう事例研修教材を作成し、グループ会社の担当者を対象に研修も実施し、約 90 名が参加しました。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に関する内部統制につきましても、グループをあげて確実かつ有効な運用を行なっています。